

# 西労災職業病 No.21

関西労働者センター

1975.1.20発行

大阪市大淀区本庄奥通り4-1 三和ビル22号室

電話 06-374-2491 郵便振替口座 大阪 315742

40円

## 労働者

世界的規模での資本主義の予備と階級斗争の前進の中で、資本家階級は労働者階級に対する収奪を巧みとし、搾取を極めることにより、その生命を縮めていく。階級斗争は資本の太宰理

### 階級の中核

## 階級的団結を

とつて一つの結晶石である。階級斗争へと進むとき、労働者階級は長期的展望とその戦略をもつて、あらゆる局面において、その階級的団結を確かなものにする。

階級斗争においては、階級的団結の向上と階級の団結を確かなものにする。階級斗争においては、階級的団結の向上と階級の団結を確かなものにする。

階級斗争においては、階級的団結の向上と階級の団結を確かなものにする。階級斗争においては、階級的団結の向上と階級の団結を確かなものにする。

階級斗争においては、階級的団結の向上と階級の団結を確かなものにする。

# 労災斗争の戦略を

## うちたてよう

主張でも述べたように、労災斗争に現在ほどその戦略的視點の確立が要請されている時はないであらう。しかし、その作業は一足とびに決してできるものではなく、現在の斗争を一つ一つ着実に総括し、蓄積していくこと以外にはありえない。

りえないだろう。今回は地域別、産別各労組等が取り組んできた労災斗争の一定の総括と、今後の課題を特集としてとりあげてみました。それを現れたいそのすべれた視點を斗争としてどう展開するかと今日の課題として。

### 全港粵沿岸南支部 安全委員会

安全衛生委員会は、この間「斗争なくして安全なし」のスローガンのもと、上組じん肺斗争をはじめ数々の労

災認定斗争を闘ってきた。我々はこの一連の斗争をふり返って「斗争なくして安全なし」のスローガンの正

しさを確信するとともに「斗争は必ず勝利の展望を切り開くことができる」とものと考えています。「調査なくして発言権なし」委員会を上組じん肺斗争の教訓を踏まえ、総会后すぐに安全パトロール調査を行ない、

一、粉じん調査を重点に  
二、作業状況と内臓疾患、労災の状況を調査し、その関係を大まかにでも明らかにしようとする、三、さらに健康診断の状況も調査した。

その結果、ほゞ次の点は明確になりました。  
一、港湾は粉じん作業場の集まりであるといつて過言でない。  
二、組合員の中では①じん肺結核②肺病③作業上でのけがが多いと考えられる。  
三、健康診断は組合の自主検診の形で行なわれていない。企業の斗争で行なわれている。  
以上の調査結果をもとに、さらに各組合員の委員会に対する批判、意見をふまえ、斗争方針、課題を次のように

確認した。

# 方針と課題

現在、治世南支部は中央方針にのっとり、合理化反対、組織破壊攻撃、粉砕の斗争を押し進めているのであるが、各全斗争は敵の合理化攻撃に対する反撃の斗いであるといえる。それ故、委員会は「合理化反対、労災職業病撲滅」という大方針のもとに次の二つの課題を決定した。

- 一、港湾にじん肺法を適用させること
- 一、腰痛を、港湾病」として、職業病に認定させること



# 活動計画と活動方法

以上の斗争方針のもとに分会の専請と委員会の判断をもとにして、各分会のじん肺斗争、腰痛斗争を各分会でこいつつある。各分会の斗いは、災害排除をの斗い優先し、その課題を労災斗争——労災認定斗争と結合させるべきである。と同時に、各分会の斗争は前記した二つの課題に向けた斗いであることを認識し、全組合員、全労働者階級の先頭に立って、闘う気概と意気込みを存すべきであると考へます。そして、そのこととは、港湾合理化の最たるコンテナの作業環境改善の斗い、港湾開

通施設全般の改善斗争と結びことにより、さらに地域の労働者との連帯、各全センターはじめ専門家・医師との共闘を勝ち取ることににより、より深められるだろう。

又、各全斗争は何よりも階級斗争であります。組合活動の最責任務は労働条件の改善、命と健康を守ることに、更に斗争の中で社会主義に打ち込む確信を深め、労働者階級の団結を復ち取ることだと思いますが、安全委員会が組合活動においてその役割の一端を担うことにより、労働者・人民に奉仕することができると考えます。

# 21号の案内

1ページ	【宝鑑】
斗いの中ら組織的団結を！	
2512ページ	【特集】
労災斗争の闘争をどう進めよう	
12515ページ	【ニュース】
京浜・東上線・尼崎 大阪・南上線から	
16517ページ	【寄稿】
(全労働者禁船場分会) 戦斗的組織的労働運動の模範を！	
19520ページ	【斗いの中ら】
港湾に初めてじん肺法を適用：上組合会の斗いなら	
24521ページ	【報告】
「労災特別者の声」 被更なら組合作りの先頭へ	
22524ページ	【寄稿】
(岡小工友会専請労生会記事)	

# 北摂

## スト権斗争の中にぞ 労災斗争の質が...

北摂地区評労災職業病対策会  
豊田 正教

スト権斗争という唯一、権利斗争をもとに斗い始められた公労協のストの中で、私は、岡山大学の衛生教室の中桐氏とともに、2日間にかたって国労大阪新幹線支部の4分會をまわり、「労災職業病斗争をいかにすすめるか」という学習会の形式で職場労働者と討論を深めてきた。

この討論と交流の中で、私は「スト権スト」という純粋な権利要求で、ストを必ちぬくエネルギーはどこにあるのか」ということを反復して考えてきた。それはまだ要求や、斗いにまで至らないけれども、労働者を人向として認めぬ国策当局と政府への怒りであり、一人一人の労働者の権利意識への高まりではなかつたかと思う。

例えは、300人ほどの労働者の結集した車掌所分會の集會で、終り近く、一人の中年労働者が立ち上り、「俺はほとんど主婦生活がでけんようになつた。これは車掌業務という労働が原因ではないか」という発言をした。この発言に笑いビヤジが会場を包んだが、やがて奇妙な静けさと真剣な目つきが顔と顔が場内を交錯した。それは「自分たちのこと」とあり、それへの共感と声にならぬ発言でもあつた。「スト権という労働者の権利なくして、どうして生きる権利が守られようかと」という討論は自然な形ですすめられた。

### 斗争の主体形成を

「第四回南西集會でも地域共闘組織の拡大強化がうたわれた。この途なくして南西労働者安全センターの強化はないのは勿論である。それとともに今、もっとも重要なのは、労働者が何を獲得していくのか、その自らの斗争主体を一つ一つどう送りあげていくのか」という事ではないかと私は思う。打てば響くような労災斗争もあろう。しかし圧倒的な職場、労組では、一人一人の労働者が、考え行動し、やがて一つの流れとして斗争が開始されるのである。スト権斗争と労災斗争とが合流するのはそう遠い年月ではない—と思うのである。

# 労使の反合斗争

## への位置付けを

今一つは、早いもので、当所職対が結成されてやがて11年目を迎える。十年一昔というが、三池斗争をふくめ、労使会議の斗いの歴史をまとめて「労使職業病斗争とは何か」という課題に改めてとりくみたいと思う。

# 京滋

## 労災職業病対策会議(連)

### 「斗い」を保障できる組織を

京滋労働対の準備会が發足してはやくも一年。当時、京滋地域では全金労全担当者会議を軸にした組合の斗い

反合斗争に對しては、わが国労働運動は敗北につぐ敗走を現にくりかえしていると言われ、反合斗争の強さは武路一労使斗争の位置付けが實際的にもいそがれる。さらに、専ら家業団との共闘というが、厚生諸者との共闘は極めて不十分にする。この主因も明らかにならぬならぬ。

と、じん肺患者同盟による被災労働者の斗いがあった。この2つの斗いを基盤にして、組織労働者の斗いを全金

という産別の枠をこえて広め、また未組織労働者、被災労働者の要求に応える組織を作る。またその様な労使斗争を通じて京滋に戦闘的労働運動の潮流を作り出す。こうした目的をもつてスタートしたのである。

## 運動の中で組織づくり

「まず運動を、運動の中で組織づくりを」との方針を確認してこの一年間、準備会として運動をすすめてきた。毎日の例会で経験交流と相互批判を行う中で方針を出し、労基局斗争を軸に共闘をすすめる、街頭ピラマキ、門前ピラマキと支援活動をしてきた。また準備

会の事務局を結成し、労働対の核となつてオグ活動をやつてきた。こうした地道な活動のお陰で着実に労働対に結集する労働者は増えできた。

まず組織労働者について言えば、井上油圧煙鉄工、中金等の全金の支部をはじめ、新産別柳本、阪神トラック等の労働者、また官公労で全通中野と結集してきている。この事は明らかに、労働対が労働斗争を軸に、斗う労働組合の結集軸になつている事を示している。そして、何よりの特徴は、斗わない組合の中で苦闘する労働者、未組織労働者が多数参加してきている事である。労働対の場を通じてお互いの苦しい職場

状況を共有し、それでも斗い続ける姿勢にお互いに勇気づけられ、活動を続けていく。組織労働者も街頭ビラ配り等の支援活動で力づけている。

また、多数結集している被災労働者も、例やハリ治療の場を中心に経験交流を深め、職場改善や生活補償の斗いの先頭に立っている。

更に京大安全センター、京大労働研など医者・学生の参加もある。

## 今後の課題

先日の事務局会議で労働対の運動潮流を広げ、その斗いを保障できざる組織を確立するたために次の様な方針を出

し確認した。組織労働者については、産別内の拠点、地域の拠点をつくり、点から線、面へと広げていくこと。これがまた財政基盤となっていくであろう。

とはいえ、京滋においてはやはり、斗い強い組織でかんばる労働者や未組織労働者、被災労働者が運動の中心にならざるを得ないだろう。こうした労働者と固く結合して、被災斗争を闘う組合づくりをしていくことが労働対の重大な任務となるだろう。

また、医者・学生についても積極的に運動の中に組織していかなければならない。こうした方針のもとに運動をすすめていく

ためには、組織と財政の確立に一層努めなければならぬ。組織については、事務局体制の確立、即ち事務局の方針を指導し、十分なオルグ活動を行える様にする必要が急務である。

今春斗は去年にもま

して厳しい情勢である。資本の叫喚と甘言に乗せられる労働運動と、労災斗争をはじめとし、運動とますます分化するだろう。だからこそ労働対の役割は一層大きくなっていると云える。

## 労働者安全衛生対策会議

### 尼崎

組織再編から更に

運動の前進を

75年9月の「第6回尼崎地区交流集会」において、われわれは組織名を変更し、新しく「尼崎労働者安全衛生対策会議」を発足した。これは5年間にわたる「労働者健康協議会」の、労働者の健康を守

る運動をひきつづき行なうと同時に、労災・職業病をたさないように、共同して職場の安全衛生活動を強化していくためであった。そして、組織の運営も、加盟する団体の代表でもって行なっていくこ

とを認められた。  
このような組織の  
強化の中で共同パ  
トロールを実施する、  
会と衛生の講演会を  
企画する、などの由  
の運動は着実に前進  
している。

### 地域の労災問題

#### への取組み

また、其門して地  
の労災。職業病問題  
ととりかかろうにな  
たりわけ、在日朝鮮  
労働者 朝鮮労働者  
の左眼失明、工室ト  
ック免許剣香の労災  
怪我企業、労基署、  
水に親企業に違反し  
ていく、その中にヤ  
ンキー、朝鮮に多く  
の組合、会金所押立  
の薪薪、煙草に關す  
る設備改善などを要

する団体を立ち上  
り、その役割をほ  
くつかの分野に、  
をあげて開いてきた。  
この中で、老練労働  
者に對する関心が高  
まり、年金東重ベル  
部や全園一般富オレ  
ンエ部は、健康アン  
ケート調査をする場  
合に、社外工をも含  
めていく。また、全  
体として工場内にお  
き、事故については社  
外工

### 安全活動と労働組合の労働運動へ

労働協の普及以来、  
わかれ此の運動は年  
月に入るの程だ、こ  
の間に一貫して、わ  
れら労働者も安全衛  
生の強化することを運  
動の基軸としてきた。  
年金東重ベル部など  
の組合、衛生協生協

であるうと本工で  
うと、同じ仲間とい  
うことで、事後の対策  
ともなうになつてき  
ている。  
しな、同時に花崎  
労働協の反動性は  
ます、職管になつて  
し、裁判の事も長期  
すると思われ、これ  
に対する強かな支  
を今後追進してい  
ねばならない。

共同して、定期  
前に健康アンケート調  
査を行い、労働者一  
人の健康状態を把握  
すると同時に、これ  
を労働者の安全活動  
の基に、使つてきて  
この一年、このよう  
健康アンケート調査

前にも述べたように、  
年金東重ベル部や  
全園一般富オレジン  
部でもとられるよう  
な、てきています。

そして、日常の安全  
活動を中心とする経  
女流がほぼ月一回定  
的に開かれ、きた中  
従来は労使協議の全  
委員会は独立したも  
のとして、労働組合  
もとに安全委員会が  
くられ、安全衛生活  
を明確に合理化の  
労働運動として位置  
つけられている。

### 地域の労災職業病の絶滅を!

このような安全衛生  
活動の高まりの中で、  
昨年11月、従来から  
求めていた共同パ

ールが全金富士鋼管支  
 部で、労使対加盟の他  
 支部も参加する中で第  
 一回として行われ、今  
 後もひきつづき準備さ  
 れている。また、従来  
 の経験交流をひきつづ  
 き行なうと同様に、一  
 安全と衛生のための精  
 進会しをも企画してい  
 る。

この一年もさらに共

# 中津地域共斗

―地域の仲間と共に未組織の組織化も―

―特集―  
 労災職業病に対する  
 取り組みは我々の活動  
 の主要な一つとなつて  
 いる。労災斗争を反合  
 理化斗争として位置づ  
 け斗うことによつて、  
 企業への責任を明確にし、  
 その補償・労働条件の

同じで職場の安全衛生  
 活動を強化し、地域で  
 の労使・職業病を根絶  
 すべくカンパツていき  
 たい。

尼崎労働者安全衛生  
 対策会議  
 事務局長 高橋正博  
 連絡 尼崎市及官字宮前  
 一四  
 阪神産業生協 尼崎

改善をちらと、てきて  
 いる。また、労使の認  
 能をも斗いとる中で労  
 基局の反動化、医療機  
 関の向題などが明らか  
 になり、我々の斗いも  
 新しい局面になりつつ  
 あると思われ。

## 労使協定斗争を 被労働者自身の手で

我々の働く岩井計算  
 センターにおいて、  
 キーパン手部門に働く  
 女性労働者の40%近く  
 も頸肩腕症候群に悩ま  
 されている。頸肩腕症候群に  
 おいては、労使協定が労働  
 条件あるいはそこから  
 生じる職業病が最良の  
 対する幻想によりみ  
 る。過去に、組合  
 結成以来、職業病の内  
 題を反合斗争として位  
 置づけ企業への責任を追  
 及し、治療費の負担、  
 時間内の治療活動ある  
 いは、労働時間短縮  
 など、補償と労働条件  
 の改善をちらと、てき  
 た。

労使協定は、はじめ  
 会社・医師のルートに

よつて申請し、認定さ  
 れていた。が、その認  
 定が下されるまでの期  
 間は半年あるいはそれ  
 以上ものばされて、被  
 労者の経済が早急に行  
 なわれるにはほど遠い  
 ものだった。

我々自身が直接申請  
 し、労基署での大衆団  
 交をもつ労使斗争を行  
 なうことによつて、認  
 定期間を短くさせ、現  
 在まで8名の認定を勝  
 ちとつてきている。さらに  
 被労働者自身が斗いに積  
 極的に参加すること  
 より、斗う主体となり、  
 職場からの斗いが方向  
 づけられてきている。

## 反動化する 労働行政

現在の労働行政はビ  
 ちらを向いているのか。



労基局・署が労災認定をしぶるように我々労働者の側を向いてはいない。我々の会社においてても、労災斗争を進める中で、労基署と会社が結びついた攻撃がなされた。被災労働者の配転という職場からおいだす労基の指導が、会社の不採算・パンチ部内切り捨てという方向と結びついて、合理化攻撃となった。我々はこのような労働者組合を無視した指導に対して、不当なものであることを追及し、反撃をなけはじめた。

### 被災者自身が

### 治療する

認定に争に被災者自身から中心となって闘ったように、治療におい

ても専門家である医師にまかすばかりでなく、被災者自身が医療になかわっている。ハリ治療の学習会に参加し、技術を身につけて、自分が治療の主体として位置づけられてきてい

## 今後の方向

頸腕の労災認定の期向が長びく原因の一つとして、医師の意見書が必要とされていることにある。産科検定の問題からも、頸腕の職業病としての歴史的な経過をふまえても、医師の意見書が必要としない方向の斗争が必要だろうと思われる。認定斗争やハリの学習会を通して、被災者

自身が斗争に参加すること、職場みらの労災斗争を方向づけてきたし、今後さらに進めていかなければならぬ。

労災斗争の中で、地域の仲間がみなえる労災職業病とその斗争を知った。将来、地域での安全ペトロールをめ

かして、さらに多くの人と職場交流をはかっていきたい。これらの地域の仲間とともに斗争の向題をなかえる未組織労働者の組織化をもはなっていく。また、互強化する労基・行政に訂する闘いが重要なものになるだろう。

**全造船機材**  
**佐野安船渠分会**

労働災害職業病の現状について、労働災害の発生率は全産業の低下の動向とは逆に造船業では増加の傾向にあります。特に注目されるのは大手名社に較べて中小手の災害が多く

本エに較べて下請の発生率が高いが、佐野安では本エのほうに災害が多い傾向にあります。後藤さんの死七に始まり、今会員だけでも7名の災害に苦しんでいる長明療養者の仲間が

おり、じん肺・難聴・白ろう病・腰痛など職業病も多発しており、造船各社に転べ安全成績は最下位に墮ちつていいます。

### 数字でいいます 大手造船業

災害の増加について考えてみたいと思えます。安全問題は組織の力が強ければある程度は守れますが、現在の造船御用重役では命と健康を守ることはできません。大手造船所の安全成績は数字のごまかしです。職業病である腰痛についても、石川島ではゼロに近い数字であります。佐野氏の現業800人ぐらいでも腰痛で苦しんでいる労働者が多くあり、

現在認定された労働者だけで120名以上、認定されていない数字を考えると300名以上の数字になると考えられます。佐野氏でもこの数字になるのに石川島では腰痛がゼロに近いという事は労働者が不当にも私病という事で片付けられていると考えられます。造船業は船の大小はありますが同じような厳しい作業であり、佐野氏でじん肺におなされている労働者が腰痛と同じく120名以上おります。大手造船所では一人以上の労働者が働いていけるのに労働災害が少くないのは数字のごまかしである事は明らかであります。じん肺検査を大手が実施すると、じん肺患者が多く

出、社会内題になる事はまちがひありません。こらうを考えると、いかに日本の造船資本は労働者の犠牲の上に成り立ち、世界一の産業を現在も推進している事々明らかであります。私達労働者の立場として許すことは出来ませぬし、今後も安全斗争を続けると共に行政も含め厳しく闘っていく必要があります。

### 今後の取組み

今後の取り組みとして、一、職業病斗争なくして佐野氏の安全対策は存在しないと考へても過ぎではないと考へます。二、安全衛生委員分会における取り組みは強

化されていすが、じん肺・腰痛・難聴・有機溶剤中毒などの協定化は未だ成果を上げていませんが、会社に強く進めし、斗争を強化します。三、労働災害職業病の根本的原因は資本家の合理化に有利と健康を守る闘いの基本である。四、自主的管の内の問題について分員全員の安全意識の場と全員行動による安全斗争を進めると同時に労働者側から問題提起し逆に、会社の労働者に対しての責任転嫁を許さない。五、職場における災害はどんな小さなものも労働者として認めさせます。休業災害の場合には十分な治療と本来の作業が出来るまで休業扱いにします。

まだまだ内願が多く  
ありますが今回はこの  
ぐらいいにします。今後  
共闘徹底安全センター、  
地域の各分会の皆様に  
色んな面で支援御願い

する点が多くあります。  
が宜しくお願ひします。  
伍野分会もがんばり  
ます。他分会もがんばり  
つて下さい。

# 全金田中機械支部

## 〈南上阪金属の労賃斗争〉

高度成長経済から経  
済縮小に移行し、資本  
階級は、労働者階級に  
政治反動を伴う経済緊  
縮政策を伴う経営  
方針転換、収奪体制を強  
化している。

特に中小企業労働者  
多数を擁する全同金属  
に集中的に組織破壊政  
策を仕掛資本と一体に  
なつて加えてきた。地  
占日本鋼管に支配され

て、因を拒否、経済利  
益と劣悪な労働条件で  
の過酷な労働の精神的  
肉体的圧迫の常態がも  
たらした労賃、職年中  
での死、災害、悪質私  
業界で作業をすること  
で生ずる健康障害等の  
酷い労働者を使い捨て  
にして企業累積を上げ  
る事務能率資本と本社  
金の上郎資本が伴う勞  
働者の組織破壊のため

労賃・職業病認定拒否  
の攻撃があった。

### 物取り主義の 克服を

労賃・職業病斗争を  
取り組む段階で、配者  
制は不況下での多額の  
企業補償は労賃に危秩  
をきたすと宣伝し、負  
上げ、一時金に影響し  
創産、首切り合理化に  
つながらると巧妙な運命  
共同理論を労働者にも  
ちかけ、組織分断、介  
入した。

これらの実状が、高  
熱神経職場での非労働務  
労働者化傾向で死七  
しに災害の労賃斗争取  
組みが遂行さるると  
にして、自らは中小は勞  
働者としての基本的存  
認識と意識に受け取ら  
ぬ運動に助けら出たの

物とり主義運動の欠陥  
がある。

### 権利斗争としての 位置付けを

鋼管商事支部の労賃  
斗争勝利は、権利斗争  
としての位置付けと斗  
争体制強化、地域共斗  
組織と労働者安全セン  
ターの指導と共闘によ  
るものもあり、この斗  
争勝利を突破口に、専  
断、独占の系列企業の  
ノウハウ化、締付支  
配強化を狙った労務政  
策と意向から対決し、  
長期斗争を全面勝利せ  
しめた。しかしその反  
面に製鋼系列下のバル  
ブ製造所の労働者が更  
害性の腰痛その他でも  
上郎資本とその企業病  
害が一体となり、私病  
扱いされ、無償宮設録

達成大臣長官をうけるための犠牲になつていゝる、多数の兼担職労働者が存在してゐるが、自ら立ちあがる意識に欠けてゐる。

事務経費支那の頸着、障壁の労働斗争は、同業種労働者には影響を与え、企業肉體攻撃への互撃の突破口として有利確立、労働行政

# 前線から

斗争へと有初に奮闘してゐる。

## 組織力の強化に向けた労働斗争

労働者自身の認識を斗いとる組織力の確立が基礎であり、そして階級意識に立った専門家の斗争が必要であり、

行政機構からの専門技術攻撃に反抗するためにも結集が望まれる。カレス作業の職業病、肉體疲労、精神衰弱、労働斗争勝利は、専門技術者の努力の結果であり、その他の斗争勝利にも大きく寄与してゐる。

今後の課題として、労働争訟メッキ作業に

よる刃力障害、高熱伸縮作業による循環器障害からの脳血管症、又印刷作業による視力障害を促進する災害状態に専門的実証と災害防止措置の取り組みが急務である。

じん肺症になつたのは、職場環境が悪かつたためであり、

## じん肺症にしたのは

管理区分4と決定してゐたにもなかつたらず、その結果を十一年余にわたつて本人に

## 企業側の責任である

本昌社長を相手として法廷斗争を斗つて来た森田茂雄氏（森田じん肺患者同協会長）に因して、去る12月23日、京都地裁で初地裁

今回の判決は「被告（松本社長）は原告（森田会長）に対し293万余円の金額を支払え」という主文で、原告は陶磁器製造工程がじん肺作業のためじん肺症になつた危険性が極めて大きく、これに罹

にする義務があり、な  
つ、原告（森田会長）  
がじん肺に罹患した場  
合は、その病状の程度  
に応じて適切な処置を  
講ずる義務があつたに  
もかかわらず、これを  
全く怠つた」とする森  
田会長の主張を認めた。  
しかし判決は更に「  
自らの健康を一番よく  
知り、一番これを守ら  
ねばならぬのは原告自  
身（森田会長）であり、  
健診の結果は本人が固  
い合せてもよく、じん  
肺に打する認識は被  
告（松本社長）のみで  
らず、原告も、それを  
もつて防止に努むべき  
であり……云々」以下  
略しとして、被告に  
打する「不法行為」は  
認めない。とする企業  
側に好しどちらかとい  
えはその責任追及のあ  
りませぬ。不満足な  
内容もあつた。何れに  
して、今後の労争斗  
争にとつては、ななり  
展望のもてる判決と評  
価してよいだろう。

なお、この法廷争争  
は昭和47年10月なら  
ぬれ、3年余にわたつ  
てあり、今回の判決に  
対し全国から一万人を  
こえる「公正判決請求  
会」と公吉し、岡田と  
その孤立化を企てる  
必死になつていたが、  
分会では昨年12月中旬  
に、労基署との団交の  
中で、腰痛症（過労性  
腰痛）と第4第5腰椎分  
節痛がひどくなり、49  
年4月ならは  
全く勤務する  
ことができず  
休職していた。

**東大阪**

**向陽学園保母岡田さん  
腰痛が認定を待ちます**

向陽学園は東大阪府  
にある軽度心身障害児  
施設であり、岡田さん  
は保母として、47年7  
月から勤務して来たが、  
同年10月頃より次第に  
腰痛がひどくなり、49  
年4月ならは  
全く勤務する  
ことができず  
休職していた。

理由としては休職を理由  
に、岡田さんの首切り  
を行おうとしてきたた  
め、昨年8月、岡田さ  
ん達は全国一般合同労  
組向陽学園分会を結成  
し、首切り反対、身障  
者差別糾弾争争を行つ  
た。

丁度その時、岡田さ  
んが延壽堂にへり治療  
に通院していたのを契  
機に安全センターとの  
連絡がもたれるように  
なり、腰痛は、労基署  
の認定例はあるが、  
必死になつていたが、  
分会では昨年12月中旬  
に、労基署との団交の  
中で、腰痛症（過労性  
腰痛）と第4第5腰椎分  
節痛と第4第5腰椎分  
節痛がひどくなり、49  
年4月ならは  
全く勤務する  
ことができず  
休職していた。

筋の認定例はあるが、  
経理見施設の場合の認  
定例はほとんどなく、  
岡田さんの認定は今後  
の一般の保母労働者の  
腰痛争争にとつて大き  
な意義をもつてゐる。



一昨年10月以来、独占日本鋼管の労務政策に基づく企業閉鎖を意図した組織破壊攻撃に

# 独占日本鋼管を圧倒

## 全金鋼管商事支部完全勝利

資本の言う国女拒否は、可憐の制約を前提とした、戦術的主張であることな余りところ

### 南大阪

して、強けり、い、統、けてき、た全金、鋼管商、事支部、は、去、る12月、24日、全面勝、利を克、ちとつ、た。

なくバク口され、3・6決起集会終了直後、入浴中に脳溢血死し、た組合員の労災認定斗争を通じて、資本の非道な本質をあらわし出した。支部組合員はたなりの仕組みと支配体制を認識し、その勝利を突破口に、東京の日本鋼管本社と四ツ橋筋の鋼管商事大阪営業所等へ徹底的な抗議行動を展開した。また一方で、地域の争議支部との交流、異団体制確立へ中心的役割を果たし、其伸アルミ支部斗争との積極的な連帯等……、大正に於ける地域資本、独占資本の無原則な合理化、組織破壊攻撃の反撃拠点としての役割を自覚して、鋼管商事資本の国女拒否攻撃

撃を、団結権、生活権破壊を意図した地域資本の統一戦術と見抜く中で、明確に団結利斗争として、位置付けを確立されたのである。

独占の系列企業へのスクラップ化、締付支配の強化を組った労務政策と真向うから対決して、長期闘いを勝利せしめたことは、資本の一大危機の段階に

於ける労働者の闘いの方向を指し示す大きな成果を残した。

**お知らせ**

編集部では次号特集の爲に「親会社の責任追及」というテーマで討論会を行います。

日時 2月2日 6時

場所 安全センター事務所

**パンフ紹介……**

**全金 光洋精工徳島支部**

10・9 テツ子上げ弾圧・雇用合理化・一時帰休粉砕の総力戦体制強化の爲に

(一部 カンパ300円)

御希望の方はセンターまで連絡下さい。

**特別寄稿**

**公社権力民同の三重処分をはねのけ  
戦國的階級的労働運動の構築を**

**全電通千葉 船橋分会**

全国の戦斗的仲間の皆さん！私達は線路部門（電話及び電話線の設置、障害修理）の労働者の「オレ達」は行きたくない」という怒りを公社にたたきつけるべく、75年8月18日、ラインマン移行実力阻止斗争を斗い抜いた。ラインマンハウス移行は、公社の言うような「局舎が狭くなったから」移行するものでは決してなく、電々公社五次会、六次会によるゴンピユータルの全職場への導入と、それに従事する労働者以外の

労働者切り捨て攻撃、DEXへ電々交換機を導入して複層地構想へ機械・試験・電力の三課統合へ向けた線路部門の統廃合を行い、「線路工事近代化（協約化）」を遂行し、首切りに道を開こうとする

ものであった。だからこそ線路労働者は「行きたくない」のであり、私達とともに斗ったのです。これは労働組合として、あたり前の労働運動であったと思えます。

**公社・地本一体化した弾圧**

この斗いに対し、全電通千葉東支部は、8月23日、「実力阻止斗争は全電通の斗い方ではない。合理化には原則的に反対である。が労働条件の低下をみ

ければ、個々の合理化の是非は向かない」とし、副分会長をはじめ執行委員ら各、婦人議長に對して「辞職勧告を出してきた。これをまっぴらに

うに、10月31日、公社は斗い抜いた全員に、房家副分会長の停職10ヶ月をはじめとする不当処分を決定する。

そして12月18日には全電通関東地方本部より統制処分出る。

「房家副分会長、奥水三橋、桑田、藤平、各執行委員の役員としての任務を凍結する」と「青年会議、婦人会議の機能を凍結する」と「これにより船橋分会青年会議婦人会議の活動は組織として一切認めない」というものであった。

**関東通信病院  
プロ管申粉砕**

日夜苦闘し斗い抜いている仲間の皆さん！電々公社は日本帝國主義の侵略に向けた国内



産業再編合理化の中核  
 神経としての役割を果  
 すべく、「情報公社化  
 へと質的転換をはかり  
 んと合理化を急激なま  
 だにおし進めてきまし  
 た。その結果として、  
 あらゆる職場に取業病  
 患者を、特に電話運用  
 (婦人)の取場にあり  
 ては、全国三千名の患  
 者と数名の自殺者まで  
 生み出してあり、公社  
 は関東通信病院といつ  
 た反動医療を利用して  
 「私病」あつかいにし  
 (電々プロジエクト手  
 一に答申)、労働省通  
 達の改悪「基準外号」  
 により、患者を更なる  
 合理化の首切りの尖兵  
 にしようといわうとい  
 ます。

合取業病斗争を柱に、  
 全金本山斗争の切り開  
 いた地平を受け継ぎ、  
 「一人の首切りも許さ  
 ない、一人の取業病患  
 者も出させない」斗い  
 を「斗争羅病者の会」  
 の仲間と一体となつて  
 作ってきました。

### 原取専運で 闘うぞ!

として電々プロ答申  
 白紙撤回を求めて、オ  
 一波、オ二波の関東通  
 信病院糾弾斗争を斗い、  
 また、75看斗を反台、  
 反侵略と位置付け、4  
 月1日より「もとの体  
 はもとの取場で治す」  
 を原則に、逆パトロ  
 ル団を結成して「原取  
 専運」斗争を公社の弾  
 圧をはねのけ、文字通  
 り合理化の本質に迫る

斗いとして斗い抜いて  
 る。どうした中で、  
 6月12日には、オ三  
 波の関東通信、労働省  
 糾弾斗争を全園の戦斗  
 的電通、民向の仲間と  
 共に闘徹しました。  
 二つした反台斗争と  
 部落解放斗争、ワウ皇  
 太子訪沖阻止斗争、朝  
 鮮連帯の斗いとつた  
 政治斗争を結合し、被  
 差別部落民、在「本土  
 沖繩人、在日「韓」国  
 人、朝鮮人と固く連帯  
 して斗ってきました。  
 今回の公社からの全  
 電通運動史上初めての  
 大量不当処分攻撃は、  
 こうした取場末端から  
 の合理化と侵略に對決  
 する斗いの高揚を恐れ  
 た結果以外何者でもあ  
 りません。

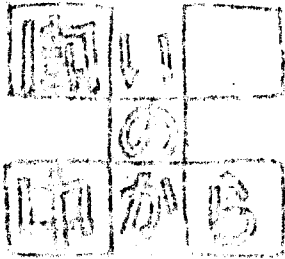
### 強力な 支援を!

私達はこの不当処分  
 撤回斗争を、公社の権  
 力と一体となつた弾圧  
 既成指導部の統制処分  
 をはじめ、取場の仲間  
 からのカンパまで妨害  
 してきている中での苦  
 しい斗いですが、三重  
 処分攻撃をはねのけ、  
 戦斗的階級の労働運動  
 の構築をめざし、最後  
 までガンバります。

(注)  
 資料を送りますので  
 次の住所まで連絡し  
 て下さい。カンパも  
 よろしく。  
 (千葉原船橋 栄町一  
 五の二二 てるみ荘  
 柏瀬 弘)

# 港灣に初めて じん権法を適用

全港湾労働組合の三日から



## 労働者は神さま

### 差別と暴力の上級労働管理

労働と福祉神々の道に非難は物論が最初  
に及ぶることにはなつた。大抵年代に望む  
るに及ぶのであるが、その片はは港灣労働者  
を経済的にも身力的にも差別を行ひ、低  
賃金、長時間労働を強迫し、不安全、不  
衛生、危険極まりない作業を平然と行ひ  
せ、若い人命を奪うなど、暴力支配を行  
つてきたのであり、貧困と差別の港灣労働  
者の片更をつくつたのであつた。社員  
既得・雇員・作業員の階級制度が設けら  
れ、賃金はもちろんのこと、作業にかゝ  
るでも、社員は雇員作業員を過いませぬ  
層であり、危険な作業重労働を異知的に  
おしつけ、労働者の体調などには目もく  
みせず、反論でもすれば現場を失うのは当  
り前、全労働者だけの鬼行を受けること  
が日常業務行われただのであつた。すな  
わち社員は神様であつたのである。賃金  
については、雇員・作業員は社員の知る  
如物也、自分の保障もなかつた。

これを木口ボロにすりへらし死ん  
でいつか労働者、不安全、不衛  
生の危険な作業による労働災害  
で雇員も死した労働者は数  
知れない。又、暴力支配に耐え  
ぬ、途中退社した労働者の数  
の多いことは、その事実を物語  
つてゐる。現在働いてゐる労働  
者は体力的に強い者が、又、生  
活の爲に止むを得ずすり減つた  
体にムキ打つて命を縮めてゐる  
者である。

## だまらつたら 殺されるぞ

だが労働者はいつまでもだま  
つてはいない。昭和四年のある  
日、一人の労働者が会社構内之  
階の労働者の寄場から身を乗り  
出し、階上に落ち死した。死  
七した労働者は体の調子が悪く  
休んでいたが、酒を飲んで会社  
へ来ていた。会社は酒のせめに  
乾死したと主張した。ところが  
が、その労働者は連日の過重労働

働とフェロシリコンマンガンの荷役によつて動くことさえ自由でなくなりつゝ、あつたことを他の労働者に語つていたのである。仲間の労働者は死せしめた労働者の通夜の晩、「我々もびまっていれば殺される。労働組言を結成し権利を主張しよう」と衆議一決、全港灣圍西地本沿岸南支部の内をたゝいた。昭和48年11月中旬であつた。

## 三日間スト

### 前進する闘い

全港灣加入が発覚するや会社は「300万で脱退しろ」と強要したり、分会長の不法監禁を行つたが、三日間に亘る全面ストライキにて会社の組言つぶしの意圖を粉砕した。この斗いによつて組言員が一等に知名度を越す分會になつた。その後組言は賃金・労働時間、その他の斗いを組み勝利する過程で、労働従害に対する補償協定をかりとり

フェロシリコンマンガン等による職業性疫病にづいても、組合独自の健診と、すべての補償を行うとの協定を勝ち取つた。

## 執要な会社の組合つぶし

会社の組合つぶしの意圖は、組合の正当な要求に対して回答を行ひ、聖施しながら着々と強化学びていたのであり、昭和49年9月中旬にその徴候が現れた。分会役員に暴力団員とおぼしき者が組合脱退を強要すると共に団体交渉で合意に達した事柄の調印を拒否した。

このことを始めとして、組言員に対しては作業上で非組合員と差別しながら脱退を強要したり、暴力を背景に脱退をせまったり、酒食と労働条件向上で脱退させ、斗いの戦列に残つた労働者は21名に減じた。全港灣労働組は組織をあげて上組の暴力労働政策、組合破壊攻

撃に対して、地域の闘う仲間、大阪総評、兵庫県評等に結集する仲間の連帯、支援を受けると共に、アジア太平洋地域の港灣労働者の協力を得て斗いに立ち上つたのであるが、日本一の港灣業者である上組は、上組労働者なる御用集団を作り上げ、下請企業も含めて、全港灣上組分会の組織の破壊を目ざして総力をあげて我々に襲いかかつて、組合員の数は減じはしたものの組織を守ること成功し、現在海運局より昭和50年3月24日示されたとあつせん案に基き、斗争終結の団体交渉が行われている。

## 労災闘争

このようになつた闘いの最中、昭和50年3月、組合は会社の組織破壊攻撃に対応するため、労災職業病斗争に関西労働者安全センターの支援を得て立ち上つたのである。

だが、敵の攻撃が無法を極める中で、準備不足が目立ち、敵のデマ宣伝に迷わせられたり、階級の視線の欠如から内部問題へ発展した事は、斗争を急ぐことへのみ集中し、幹部引きまわし斗争になり、斗争部

隊である現場の労働者の意志統一をはかることを軽視したことの結果として反省しているところである。

しかし辛口にして、日本で初めて港灣にじん肺法が適用されたことは大きき成果であり、今

後の港灣における労災職業病斗争に貢献することであろう。

(沿岸南支部 華川)

# 被災労働者の声

## 被災から組合作りの先頭へ

総評大阪一般合同労組 飯塚健二

### 12時間交代と

#### 強制残業制

私が働く大幸鋳造は、三菱のテレビのキャビネット枠を生産するプラスチック成型工場である。

42年4月に入社した時は、12

時間の交代制で、強制残業であり、用事があつて定時(へらじ)で帰ると必ず日曜出勤をさせられ、また冬は寒く、暖房は足元に置いてあるだけで、夏は機械の放熱もあつて40℃位にもなる暑さという恥場であつた。夏にすれば、夜勤の人は寝られず、しんどくなり、また賃金が安い

こともあつて、毎年のように社長への退職届をもつて賃上げの直訴とする労働者が現れるという状況があつた。

### 被災...

そして組合結成へ

そのような中で、安全ドパーもついていた成型機を担当して2週間位の43年12月9日に、プレスにはさまれて左腕肘関節より切断という被災をうけた。翌日、養生を中心に恥場の人達、私の事故は会社の責任であると、半日の恥場放棄で会社

を遣及したが、会社は安全委員  
会を作るといふことで問題をど  
うした。

どのような状況の中で、労働  
組合を作ろうとオルグを開始し  
ている時、44年2月6日に、一  
人が人指ゆびを機械にはさまれ  
て骨折、もう一名が4本の指を  
はさまれるという事故が発生し  
た。私は全治せず通院中であつ  
たが、事故の連絡を受け、中で  
労働結成をしようといふことにな  
り、会社内の労働者と連絡を  
とつて職場放棄を行い、組合を  
結成していった。

## 攻撃手にたえ

### 組合を守り、抜く

労働結成して固文する中で、  
「飯塚は組合を作る為にケガを  
した」ありつきのミスでやつた  
と会社は暴言を吐き、私達がス  
トをする中で、才二組合を作つ  
て弾圧をかけ、又、組合つぶし  
の為にありゆる攻撃をかけ、結

成当時ノ20名いた組合員中、  
3月末で8名、最終的には5名  
にまで減つていった。

私の労働特別補償の要求にも  
会社は誠意をみせず、また私達  
5名も、労働斗争を闘つていく  
ためにも、まず組合を守つてい  
くことが先に立つていた。

私は46年に労働裁判を起して  
闘つたが、最終的には5万円を  
和解をした。

## 闘いの中で

### 2組から15名復帰

しかし、少数派として5名で  
の闘いの中で解雇1名を出した  
が、地労委・地裁の闘いで勝利  
し、職場復帰をかりとり、又、  
反台斗争の中で才二組合から15  
名も分会に加盟するといふ成果  
をかりとつた。私は、再び私の  
ような人が出ないよう、「職痛  
の労災認定」じん肺、「頸着腕  
症候群」との闘いを職場の中で  
みんまで闘い続けたい。

## お願い...

この機関紙にもつと絵を入れ  
たいと思つていきます。まんが  
(4コマ、1コマ何でも)イラ  
ストなど、得意な方編集部ま  
で送つて下さい。

## 保身甘ボの証人とて

### 闘い続ける

結婚する時も問題にされ、  
解雇してきた。また、子供がで  
きて大きくなつたら片腕なし  
と他の子供からいやがらせをさ  
されるかも知れないが、それにも  
耐えていかねばならぬ。どう  
も会社は裁判の和解の時「義手  
をつけてくれ」と言つたが、  
現場にいる限り義手をつけたりで  
会社の保身甘ボの証人として、  
更に闘いを続けていきたい。



痛病

健康問題を足場にした

労働者、職業病、公害中毒

# 港湾労働者と

## 港湾痛

工業生産と市場開拓を船舶による輸出入に依存するところの多い韓国では港湾労働者も多くその労働問題が重要であることはいうまでもない。

しかし、港湾労働者の労働条件や健康問題に關する既述の通り、社会的関心は従来あまり表面に出ていない。近年では、神戸港におけるフォークリフト運転者にもみられる腰痛をはじめとする全身的健康障害の問題が表面に出たことが表面に出たことが注目される程度である。これは健康問題が深刻でないというこ

とでなく、極めて前近代的で、不安定な雇用關係へ労働力監督者によるフリーハンドな労働力採取が依然として残存しており、この問題が日々の問題として、労働者の前に多く立ちわたり、かつてささといつて現実の前で、問題の深刻化の度合いとは別の相対的意味で潜在化していったにすぎない。

### 労働力政策としての

### 港湾労働法

港湾労働者（特に指定六港におりて）は港湾労働法（昭和四十年）による登録を受け、それが、雇用の日々のあつせんによつて労働を得るといふ日雇労働

者である。この法は従来の人買ひ方式から雇用の安定と福祉を増進せよといふ目的で作られたものであるが、労働者の為といふよりも労働力需給と供給の行政策による調整にすぎず、真正の労働者の福祉を期しているものではない。その証拠に昭和四十年以降には新規登録は停止され、労災職業病等の罹患者が、最低限の保護（労災等）をも受けることなく、登録からはずされていき、残された比較的元気な者あるいは消耗に耐えようとすする者を、一方で進む機械化の中で、職大限に人かとして利用しつつ、更に消費品化する過程が進んでいる。

### 深刻な健康障害

### 49年調査結果

専史最近では週一曰くうといふ就労の中で、職業病のある者がそのさま登録をはずさ取っている。このようの中で全港湾労働

組の弁天沢分会が、兵庫興業労働者安全センター、勤労者医療生協組合とともに荷役労働者の健康問題をとりあげたのは昭和四年のことであつた。これからの啓蒙を受けて我々もこの取組みに参加したが、その健康障害の深刻さには、多くの労働者の実態を知つていゝと思つてゐた我々も驚愕を受けたものである。大部分の者に、頸、肩、上肢、腰部にわたる骨格系の消耗性（職業性）障害があり、呼吸器、消化器障害が同時に認められた。過去労働災害の受傷経験者率は21.4%という高率であつた。これらの健康破壊は、一日に100キロの荷を何百回も担ひ、あるいは並べるといつた作業によつて全身（特に、骨格、筋、神経系）にわたる職業性疾患に罹患しているものであつて、単に個別の疾患の寄り集まりではなく、「港湾労働の特殊性にどの原因を裏約できる全般的疾患、すなわち、港湾病」ともいふ

るものとして把握すべきであると考えた。又、呼吸器、消化器疾患の原因も、重労働、粉塵作業、暑熱、ガス等の業務上の要因と切り離せないものであると同時に、宿泊施設、復讐方法といつた社会的要件についても健康上極めて不利な問題を有しているという筋節に達した。

## 病気を治さんとして 人を殺す医者

すなわちこの様な健康障害に対する医学的対応は、単に臨床的治療のみにあるのではなく、予防的見地をきめて、労働条件生活条件の改善なくして目的を達し得ないことをより鮮明にせんとするものであつた。この点について、昭和40年の日本産業衛生学会において、この問題提起を行った我々に対して、本向題の業務と疾病の認定にあつては、業態外科医から出された報告は、現在の労働認定を考へ

る上で反面教師としての興味と怒りを感じるものであつた。すなわち、「港湾病」といつに病者をつけるから労働者が何でも業務上として認めよと迫つて当惑している。医学的に港湾病といふ病名をふりかざすべきではなく、もつと病理病態的な説明がなければ業務上疾病の説明にはならぬ。港湾労働者は酒を飲んでは肝臓を悪くし、労働相備金をとつても飲んでしまふ一症状が悪いといひながら治療をしないといつたものである。ここには労働の実態も知らず、神経や血管のすき間からしか人を見たことのない医師の姿、「病気を治さんとして人を殺す医師の言、労働基準にしがみつきたい、医療の名をもつて病者を社会から切つて捨てる労働者社会の裏態を明らかにすることができる。裏返せばこのような労働相備制度を最低かつ唯一ともいふべき労務制度と考へなければ

ばなりなり現実があることを尋  
 えるべきであらう。又同時に勞  
 災認定のみに主眼を置く斗争で  
 あつてはなりないこと。労災  
 認定が損害を収む上儀であるこ  
 とに對して錯覺を与えかねない  
 危険性を知つておくことの重要  
 性につひかると考へらる。勞  
 災認定という行政上の取組みの  
 過程で、本来、直接被害者であ  
 る者に対して、向をつきつけて  
 いくかということが常に考へら  
 れなければならぬであらう。  
 勿論、兩者の取組みの進みや具  
 体的方針は向應によつて異なるで  
 あらうが、原則として主体性を動  
 に他の立場との連絡を重んじてし  
 ていく方向が望まはると考へる。

へ全差考の調査では普通労働と  
 のものが主要な問題となる。勞  
 働の生活が低下している調査が  
 同時に重要となつてくる。現在  
 二枚らのきまが進められつつ、

75・10・29 労働運動の発展

労働運動の発展 75・1・20 発行 (毎月一回20日発行)

# 編集後記

健康問題についでし、漫々とし  
 てではあるがとり組みが続けら  
 れてくる。  
 労災認定についではや一回中  
 讀者は名中るものが認められ、受  
 に引こ続いて準備がすすつてい  
 る。

(大田 記)

(参考資料)

全労連労働組閣而地方神戸支  
 部発行、労災高野国検診結  
 果報告―昭和50年1月

と重いカンパを返すとき時、  
 四面以外を返すの部からカンパ  
 を送つて下さつた時、なごなど  
 この一年間で、運動は著実に振  
 かり、前進しているのを知ると、  
 正に實感し、勇氣がけられ、す  
 べり高まる。この折面をかりて  
 調査等に活用されたいと喜ん  
 じてもらいます。

番号、編者号と年次一時金カ  
 ンパへの協力をお願いしていま  
 したか、多くの組合、個人の方  
 からカンパを送つて頂きまし  
 た。自分も現存の集計で同、ウ  
 リアケロウも同様です。最終的  
 にはもう少し増える目標である  
 ため、おれも少しづつと使います。  
 組合から種々の送つたズニリ

1月25日なら郵送料値上げ、  
 ろうおしいことですが、買はずに  
 購読者を増やして財政定座をノ